解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年十二月七日

福岡市中央区天神二丁目一三番一号
合同会社高速料金回収代行サービス
清算人　一般社団法人高速料金回収代行
職務執行者　林田　東大

解散公告

当社は、平成二十七年十一月十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年十二月七日

茨城県日立市鹿島町一丁目三番一〇号
有限会社中川機設
清算人　中川　幸三

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年十二月七日

沖縄県中頭郡西原町字池田五九九番地一
農業生産法人悠悠ファーム合同会社
清算人　上里　昭夫

解散公告（第一回）

当基金は、平成二十七年十一月二十七日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年十二月七日

栃木県宇都宮市平出工業団地四四番二八
宇都宮市管工事会館三階
北関東管工事業厚生年金基金
代表清算人　和田　均

解散公告（第三回）

当土地改良区は、平成二十七年三月十四日開催の通常総会の決議により、平成二十七年七月二十三日付けにて千葉県知事の認可を受け解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年十二月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年十二月七日

千葉県いすみ市佐室二三一番地
いすみ市佐室土地改良区
清算人代表　清宮　冨夫

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十七年五月十二日責任役員会の決議により平成二十七年十月三十日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年十二月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年十二月七日

富山県射水市寺塚原八五六番地
宗教法人慈光院
清算人　内山　芳広

配当公告

名古屋市南区元塩町三丁目二番地
破産者　有限会社ヤマキ

右の者に対する名古屋地方裁判所平成二十六年(フ)第五九八号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当手続に参加することができる債権の総額
金八二、九五三、六六六円
（内優先的破産債権額
金五、一六七、四二五円）

一、配当をすることのできる金額
金一一、〇一八、〇八〇円
（内優先的破産債権額
金五、一六七、四二五円）

平成二十七年十二月七日

名古屋市中区錦二丁目一九番一号名古屋鴻池ビル九階
破産管財人　大島　真人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県牡鹿郡女川町鷲神浜字鷲神一六二番地一三、最後の住所宮城県牡鹿郡女川町鷲神浜字鷲神一六二番地の一三
被相続人　亡　布施　仁

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十二月七日

宮城県石巻市穀町一二番一八号石巻駅前ビル二階いしのまき法律事務所
相続財産管理人　弁護士　前田　拓馬

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県会津若松市河東町金田字金沢六番地、最後の住所埼玉県新座市野火止六丁目八番一五号　ＭＡＣ新座コート三〇五号室
被相続人　亡　五十嵐喜六

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十二月七日

埼玉県新座市野火止五―一―七　村上法律事務所
相続財産管理人　弁護士　村上　俊之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県半田市庚申町一丁目一六番地五、最後の住所愛知県半田市庚申町一丁目一六番地の五
被相続人　亡　坂口　鉄也

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十二月七日

愛知県半田市有楽町四丁目二二五番地七
相続財産管理人　弁護士　榊原　雅文

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都市伏見区深草一ノ坪町三八番地、最後の住所京都市伏見区醍醐東合場町三番地
被相続人　亡　髙田　修

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十二月七日

京都市中京区御幸町通竹屋町上ル新井ビル一―一こもれび法律事務所
相続財産管理人　弁護士　宮本　恵伸

第102期決算公告

平成27年12月7日　東京都港区港南一丁目8番27号
日本新聞インキ株式会社
代表取締役社長　髙尾　義彦

貸借対照表の要旨
（平成27年9月30日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	2,832,769	流動負債	2,575,043
固定資産	7,123,133	固定負債	5,096,600
有形固定資産	7,038,675	負債合計	7,671,643
無形固定資産	15,907	株主資本	2,348,066
投資その他の資産	68,551	資本金	100,000
繰延資産	63,806	資本剰余金	1,654
		利益剰余金	2,246,412
		利益準備金	25,000
		その他利益剰余金	2,221,412
		（当期純損失）	(71,859)
		純資産合計	2,348,066
資産合計	10,019,710	負債・純資産合計	10,019,710